

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

## 公安委員会

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

## 公安委員会

○宮城県公安委員会規則第 4 号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月 4日

宮城県公安委員長 山口 哲男

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則(昭和37年宮城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 部長等 第17条第1項の規定により置く各部長、参事官兼首席監事官、組織犯罪対策局長、サイバーセキュリティ統括官及び参事官をいう。</p> <p>(9)～(12) (略) (課等の設置) 第3条 (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 部長等 第17条第1項の規定により置く各部長、<u>  </u>首席監事官、組織犯罪対策局長、サイバーセキュリティ統括官及び参事官をいう。</p> <p>(9)～(12) (略) (課等の設置) 第3条 (略)</p>

2・3 (略)  
4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組	織
警 務 課	(略)	
	宮城県警察犯罪被害者支援室	
	宮城県警察(仮称)若林警察署準備室	
	(略)	
警 備 課	宮城県警察災害対策室	
	(略)	

2・3 (略)  
4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組	織
警 務 課	(略)	
	宮城県警察犯罪被害者支援室	
	宮城県警察東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備対策室	
	(略)	
警 備 課	宮城県警察災害対策室	
	(略)	

5・6 (略)  
第3条の2～第5条 (略)  
(警務部の課等の所掌事務)  
第5条の2 警務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

警務課

(1)～(6) (略)

(7) 総合企画室、  犯罪被害者支援室及び(仮称)若林警察署準備室の運営に関する  こと。

教養課～厚生課 (略)

第6条～第8条 (略)  
(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

公安課 (略)

警備課

(1)～(10) (略)

(11) 災害対策室  の運営に関する  こと。

外事課・機動隊 (略)

5・6 (略)  
第3条の2～第5条 (略)  
(警務部の課等の所掌事務)  
第5条の2 警務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

警務課

(1)～(6) (略)

(7) 総合企画室及び犯罪被害者支援室  の運営に関する  こと。

教養課～厚生課 (略)

第6条～第8条 (略)  
(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

公安課 (略)

警備課

(1)～(10) (略)

(11) 災害対策室及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備対策室の運営に関する  こと。

外事課・機動隊 (略)

第10条～第16条 (略)  
 (警察本部の職及び職務)  
 第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要ないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職 務	階級
警務部	参事官兼 首席監察官	(略)	(略)
	(略)		
(略)			
警務課	(略)		

第10条～第16条 (略)  
 (警察本部の職及び職務)  
 第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要ないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職 務	階級
警務部	参事官 首席監察官	(略)	(略)
	(略)		
(略)			
警務課	(略)		
	生活安全企画課 犯罪抑止対策官	生活安全企画課長の命を受け、犯罪抑止対策に関する事務を掌理し、生活安全企画課長を補佐する。ただし、生活安全部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、生活安全部長を補佐する。	(略)
	(略)		
	(略)		

は、その事務を掌理し、生活安全部長を補佐する。

(略)

捜査第二課長の命を受け、告訴事件の指導に關する事務を掌理し、捜査第二課長を補佐する。ただし、刑事部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、刑事部長を補佐する。

捜査第二課

捜査第二課

捜査第三課

捜査第三課長の命を受け、組織的窃盜犯の捜査に關する事務を掌理し、捜査第三課長を補佐する。ただし、刑事部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、刑事部長を補佐する。

捜査第三課

捜査第三課

組織犯罪対策課

組織犯罪対策課長の命を受け、国際犯罪捜査に關する事務を掌理し、組織犯罪対策課長を補佐する。ただし、組織犯罪対策局長

(略)

捜査第二課

捜査第二課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

(略)

捜査第二課

捜査第二課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

捜査第三課

		長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、組織犯罪対策局長を補佐する。
(略)		
(略)		交通指導課長の命を受け、交通事故等の被害者支援に関する事務等を掌理し、交通指導課長を補佐する。ただし、交通部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、交通部長を補佐する。
被害者連絡調整官	交通指導課	警視又は警部
(略)		
総務課長の命を受け、本部長の秘書に関する事務を整理し、総務課長を補佐する。		警視又は警部
秘書官	総務課	
(略)		
学校	(略)	
(略)		

(略)		
(略)		交通指導課長の命を受け、本部長の秘書に関する事務を整理し、交通指導課長を補佐する。
秘書官	総務課	
(略)		
学校	(略)	
(略)		

教養課	(略)	
(略)		
捜査第一課	(略)	警部
(略)		
交通指導課	(略)	
(略)		

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察航空隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮

教養課	(略)	
少年事件指導官	少年事件の捜査及び調査に関する事務を整理し、少年課長を補佐する。	
(略)		
捜査第一課	(略)	警部
捜査第二課	捜査第二課長の命を受け、告訴・告発事件等の指導に関する事務を整理し、捜査第二課長を補佐する。	
捜査第三課	捜査第三課長の命を受け、組織的窃盗犯の捜査に関する事務を整理し、捜査第三課長を補佐する。	
被害者連絡調整官	交通指導課長の命を受け、交通事故等の被害者支援に関する事務等を整理し、交通指導課長を補佐する。	
(略)		
交通指導課	(略)	
(略)		

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察航空隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮

城警察機動鑑識隊及び宮城県警察暴力特別捜査隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調・監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察総合企画室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察(反称)若林警察署連備室、宮城県警察術科指導室、宮城県警察訟務室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室

及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3～5 (略)

6 警察本部の組織に置く警察官以外の職員の職、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組織	職	職務	職員
教養課 学 校	(略)		一般 職員
	(略)		
(略)			一般 職員

7～11 (略)  
第17条の2 (略)

城警察機動鑑識隊及び宮城県警察暴力特別捜査隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調・監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察総合企画室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察術科指導室、宮城県警察訟務室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室、宮城県警察東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備対策室及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3～5 (略)

6 警察本部の組織に置く警察官以外の職員の職、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組織	職	職務	職員
教養課 学 校	(略)		一般 職員
	(略)		
厚生課	厚生課長の命を受け、健康管理に係る重要又は高度な事務を整理し、厚生課長を補佐する。		一般 職員
(略)			一般 職員

7～11 (略)  
第17条の2 (略)

(警察署の職制)

第18条 (略)

2 警察署には、署長のほか、所要の職を置き、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

職	職務	階級
地域交通 通官	署長の命を受け、警察署における警察本部地域部及び交通部の所掌に関する事務を総括し、署長を補佐する。	(略)
警備官	署長の命を受け、警察署における警察本部警備部の所掌に関する事務を総括し、署長を補佐する。	(略)
(略)		(略)

(警察署の職制)

第18条 (略)

2 警察署には、署長のほか、所要の職を置き、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

職	職務	階級
(略)		(略)
(略)		(略)
(略)		(略)
(略)		(略)
(略)		(略)
(略)		(略)
(略)		(略)
(略)		(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第8号及び第17条第1項の改正規定は、平成31年3月18日から施行する。